

## 交渉の議事要旨

(開催日時)

平成27年8月3日(月) 14:00~14:59(59分間)

(開催場所)

札幌開発建設部 4階1・2号会議室

(出席者)

当局側(札幌開発建設部)

今野 等(札幌開発建設部次長)、宮崎 芳彰(職員課長)

職員団体側(全北海道開発局労働組合札幌支部)

大山 純司(副執行委員長)、高久保 陽一(書記長)、

大熊 昭宏(執行委員)、橋村 恵美子(執行委員)

(議題)

当部における超過勤務の縮減について

(要求書に対する回答)

要求書のうち、交渉議題として取り決めた事項について回答(別紙のとおり)。

(発言要旨)

(職員団体) 今年度の超過勤務の状況について聞きたい。

(当局) 平成27年4月から6月期における一人一月あたりの平均超過勤務時間数は、昨年度同時期と比較して減少している。また、長時間超過勤務を行っている職員の数についても減少している。

(職員団体) 長時間に及ぶ超過勤務について、管理者は、月60時間という数字にとらわれすぎて、単に「帰れ」と言うのみで、職員の心身の健康に対する配慮や、きめ細かな業務の進行管理が行き届いていないのではないかと。

(当局) 当局としては、長時間に及ぶ超過勤務が継続することは、職員の心身の健康及び福祉に害を及ぼすおそれがあることから、この点に十分配慮するとともに、日頃から職員との意思疎通を図った上で業務の適切な進行管理に努めるよう管理者を指導しているところである。

(職員団体) 現在実施している朝型勤務(ゆう活)について、「朝型勤務(ゆう活)に参加する職員は、原則定時退庁をするものとする。」とされていることから、朝型勤務(ゆう活)参加日に、やむを得ない事由により勤務時間終了後に業

務処理を行ったにも関わらず、管理者が超過勤務として認めていないケースがあるのではないか。

(当局) 朝型勤務(ゆう活)は、本来、職員に早期退庁を促すために実施するものであるが、臨時又は緊急の必要がある場合には、朝型勤務(ゆう活)参加職員に必要な超過勤務を命じることはやむを得ないと考えている。管理者に対しては、業務の円滑な進行管理を図り、朝型勤務(ゆう活)参加職員の早期退庁に努めるよう指導している。

(職員団体) 職場では、依然として、特定の係や職員への業務の偏りが解消されていないが、業務の平準化等の超過勤務縮減方策の検討について、担当者任せになっている実態があるのではないか。管理者は、その責務において、より積極的に超過勤務の縮減に取り組んでもらいたい。

(当局) 超過勤務の多い職員がいる場合は、係や職員の業務量及び業務の進捗状況を把握し、要因分析をした上で業務の平準化を図るなど、業務の円滑な進行管理を行うよう管理者を指導している。

管理者は、職場のマネジメントが管理者の重要な責務であることを明確に認識するとともに、超過勤務の縮減に向けて、職員と意思疎通を図り、具体的な措置を的確に講ずるよう、引き続き管理者への指導を徹底していきたい。

※文責は札幌開発建設部当局(今後修正があり得る)

## 交渉議題に係る回答メモ

(2016年度勤務条件改善に関する要求書)

平成27年8月3日

### ○当部における超過勤務の縮減について

超過勤務の縮減については、当局としても重要な課題であると考えている。

本来、業務は勤務時間内で処理することが望ましいと考えるが、業務の性質や時期によっては、超過勤務が避けられない場合がある。

当局としては、職場の超過勤務の実態等を踏まえ、業務運営の一層の簡素・効率化を図り、業務の円滑な進行管理を行うとともに、週休日及び休日出勤の縮減、定時退庁日における定時退庁の励行など、超過勤務の縮減に努めてきたところである。

また、超過勤務を命ずる場合には、職員の健康を害しないように考慮しているところであり、今後とも、この点に十分配慮するとともに、きめ細かな業務の進行管理に努めるよう、管理者を指導していきたい。